Grant Thornton

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： **『中国国内企業等による自然人増値税の源泉徴収管理弁法』の要点解説**

「中華人民共和国増値税法」および関連規定に基づき、財政部と税務総局は「中国国内企業等による自然人増値税の源泉徴収管理弁法」（財政部・税務総局公告 2026 年第 28 号）を公布しました。2026 年 11 月 1 日より、中国国内企業等が自然人から規定の課税対象サービスを購入する際、正式に源泉徴収義務者として、増値税および付加税を源泉徴収して納付することになります。本概要は、同政策の主要な実務ルールと重大な影響をまとめたものです。

適用範囲と源泉徴収義務者

1. 源泉徴収義務者：代金を支払う中国国内企業等（すなわち課税取引の購入者）。

注：一定規模以上の「個人事業主（個体工商戸）」は今回の中国国内企業等源泉徴収政策の対象外です。

2. 源泉徴収が適用される 7 種の特定サービス：

自然人が提供する：研究開発サービス、ソフトウェアサービス、デザインサービス、コンサルティングサービス、ラジオ・テレビ番組（作品）制作サービス、文化サービス、教育サービス。

計算ルールと免税点（起征点）の基準

税・費用種別	適用税率/徴収率	免税点および免税政策	計算の基礎と計算式
増値税	3% (2027 年末までは 1%に減税徴収)	1 回(日)の売上高 1,000 元。 免税点未満は免除。	源泉徴収増値税=税抜売上高 × 1%
都市維持建設税	7% (2027 年末までは半額徴収)	月間売上高 10 万元以下の場合は免除。	源泉徴収された増値税額を基礎とする
教育費・地方付加	3%、2%(特例により半額徴収)	月間売上高 10 万元以下の場合は免除。	源泉徴収された増値税額を基礎とする

！ 免税点の合算計算原則（分割租税回避の防止）：

実務上、自然人が同日中に同一事業者へ複数回の関連サービスを提供した場合、必ず当日の支払総額を合算して税金計算を行う必要があります。1 日の合算支払総額が 1,000 元を超える場合は、全額に対して増値税が課されます。ある日の支払総額が 1,000 元未満の場合は、増値税免除政策を享受できます。

費用精算と実支給額の推算プロセス

労務費を支給する際、中国国内企業等の控除ロジックは以下の通りです（現在の 1%増値税優遇に基づいて計算）：

1. 税抜売上高の計算：支給総額（額面） ÷ （1+1%）
2. 源泉徴収増値税の計算：税抜売上高 × 1%

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

太陽グラントソントン

政策の重大なメリット：代行発票（インボイス）発行が不要に

政策では、中国国内企業等が自然人に代わって関連規定に基づき増値税および付加税の源泉徴収申告を行い、税金の納付を完了している場合、その支出は個増値税および付加税の源泉徴収申告書および納税証明書を企業所得税の税引前控除証憑（証拠書類）として使用できると明確に規定されています。

これは、今後関連する自然人がこれら７種のサービスを提供する際、わざわざ税務局へ出向いて発票を発行する必要がなくなることを意味します。この変革により、労務費計上のボトルネックが完全に解消され、自然人の納税手続き負担が大幅に軽減されると同時に、企業の財務処理が標準化されます。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.